

### 3 源 泉 所 得 税

#### 統計表を見るに当たって

この章は、平成14年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。

課税状況は、全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。

#### 源 泉 徴 収 税 率

1 利子所得(源泉分離課税)	15%
2 配当所得	
(1) 株式等	
総合課税分	20%
源泉分離選択課税分	35%
確定申告不要分	20%
(2) 証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配(源泉分離課税)	15%
(注) 特定株式投資信託の収益の分配は、20%の税率が適用され、総合課税の対象となる。	
3 割引債の償還差益(源泉分離課税)	16・18%
4 上場株式等の譲渡所得等(源泉分離課税)	20%
5 給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)
6 退職所得	
(1) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」	(略)
(2) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合	20%
7 報酬・料金等	
(1) 原稿料等(所得税法第204条第1項第1号) 弁護士、税理士等(同第2号) 職業野球選手、騎手等(同第4号) 芸能等についての出演、演出等(同第5号) 契約金(同第7号)	1回の支払金額100万円までの部分 10% 1回の支払金額100万円超の部分 20%
(2) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号) 職業拳闘家(同第4号) 外交員、集金人、電力量計の検針人(同第4号) バー、キャバレーのホステス等(同第6号) 広告宣伝の賞金(同第8号) 競馬の馬主が受ける賞金(同第8号)	= 1回の支払金額1万円を超える額 = 1回の支払金額5万円を超える額 = 月中の支払金額12万円を超える額 = (5千円×日数)を超える額 = 1回の支払金額50万円を超える額 =(賞金額の20%+60万円)を超える額
(3) 診療報酬(同第3号) = 月分の支払金額20万円を超える額	10%
(4) 芸能法人(所得税法第174条)	10%
8 公的年金等(所得税法第203条の2) = ((公的年金等の支給額) - (控除額))	10%
9 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条) (支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円を超えるもの	10%